市長と語る会書面回答一覧(桜ケ丘地区センター)

9月26日(土) 13時30分～から行われた「市長と語る会」で時間の都合上、回答できなかったものについて下記の通り回答いたします。

⑥移動支援事業に対する援助について

移動支援に携わるボランティアスタッフは現在無報酬で活動しており、車もマイカー(自家用車)を使っています。事故が起こった場合には、ボランティア自身の保険で処理することになっています。

このような中でも11人のボランティアが従事して、年間3,500人の高齢者を送迎しており、毎年利用者は増え続けています。ボランティアスタッフは日々リスクを抱える中、無報酬でサービスを提供しています。

移動支援はもはや桜ケ丘地区では無くてはならないインフラとなっています。せめて保険に関して、市からの援助を考えていただくことはできないでしょうか。

回答

市は、桜ケ丘地区社会福祉協議会に車両を2台貸与しており、車両保険を含むリース料年間約190万円を市で負担しています。貴協議会において、市が貸与している2台の車両の他に運転ボランティア個人が所有する車両を使用して送迎を実施していることは承知しておりますが、ボランティア個人が所有する車両の自動車保険料について、市が直接的な補助をすることはできません。

民間の保険会社が移動支援サービス専用自動車保険を販売しておりますので、団体での加入について一度ご検討ください。実費となりますので、利用料や年会費に組み込むことも可能です。また、年会費から運転者に対し報酬を支払うことも可能です。

⑦コミュニティバス（さつきバス）路線の見直しやダイヤ編成について

（1）高校生や中学生の通学に使えるバス路線・ダイヤ編成にしてください
（2）高齢者が使いやすいダイヤ編成にしてください
（3）徒歩や自転車で登下校している学生に対して、バスの活用なども含めた熱中症・交通安全対策を検討してください

回答

(1)(2)

・今年度コミュニティバスの再編を予定しております。
・貴団体から提出いただいた要望書（R8.8.10付）のほか、可児市議会建設市民委員会からの提言や、コミュニティバス利用者の意見等、市民のみなさまの意見を踏まえた見直しを行い、市民の日常生活における足の確保に向けて取り組んでまいります。

(3)

・熱中症対策として、新たにみまもりオアシスの取組を行い、地域で子どもたちの登下校を見守り、登下校中に疲れた時に一休みできる場所を提供していただき、子どもたちが安心して登下校できる取り組みを行っています。今後も、地域へ啓発し、みまもりオアシス登録数を増やしていく予定です。
・学校では、下校時に WBGT 値が高い場合は、学校に留め置き、WBGT 値が下がってから下校するようにしています。また、下校時に塩分タブレットを配付したり、水分補給の確認をしたりしています。下校前に体調確認を行い、少しでも調子が悪い場合は、保護者へお迎えの連絡をするなど、複数の対策をすることで、総合的に熱中症予防に取り組んでいます。
・交通安全対策としては、学年で交通安全教室を行ったり、分団会や放送などで交通安全について指導したりしています。

⑧青少年育成推進員の確保について

令和7年度末で桂ケ丘子ども会も解散してしまい、現在この地域では皐ケ丘連合子ども会のみが“子ども会組織”として残っており、2名の地区推進員の推薦をいただいています。

推進員の推薦母体がなくなることから、桜ケ丘・皐ケ丘・桂ケ丘の各自治会に地区委員の推薦を依頼し、今年度からは皐ケ丘・桂ケ丘の両自治会から各1名の推薦をいただきました。それでも既存組織からの推薦は8名にとどまっており、推進員全体の半数以下のためボランティアへの依存度が高まっているのが現状です。

また、地区内の諸団体と同様に青少年育成推進員の高齢化にも直面しています。「朝の挨拶運動」「下校見守り活動」を定期的な活動として実施していますが、本来であればもっと回数を増やしたいところ、参加可能な推進員の関係で月に1回の実施にとどまっています。

所管する市の担当部署においても、地区推進員の確保に関して積極的に自治連合会・自治会への働きかけをお願いします。

＜参考＞桜ケ丘地区における推進員の推薦区分

・可児小滝苑自治会（久々利地区）からの推薦	2名（任期は2年）
・星見台自治会（平牧地区）からの推薦	2名（任期は1年）
・皐ケ丘自治会からの推薦	1名（任期は2年）
・桂ケ丘自治会からの推薦	1名（任期は2年）
・皐ケ丘連合子ども会からの推薦	2名（任期は1年）
・推進員経験者・ボランティアとしての参加	15名

○地域の各種団体からの推薦	8名
○経験者・ボランティア	15名

回答

自治会加入世帯は年々減少しており、役・委員の選出等の負担はその一つの要因となっているため、令和6年8月に自治連絡協議会から、自治会による役・委員の選出の負担軽減についての意見書が提出されました。

そのため、令和6年 10 月に臨時の地区青少年育成市民会議会長会を開催し、可能な限りの活動見直し及び推薦人数の削減を各地区長に依頼させていただいたうえで、令和7年 11 月の自治連絡協議会において、市としては従来同様の人数を各地区選出依頼し、場合によっては地域の実情に合わせて人数を減少させてもよいとする依頼をしたところです。

このような状況の中、各地区の青少年育成事業も従来どおりの活動を持続することは難しいため、今いる推進員で可能な活動を実施することが大切だと考えています。

⑨集積場に出されたリサイクル資源の盗難について

資源回収の日に大型バンで乗り付け、集積場に出されたリサイクル資源を持ち去る者がいます。現場を押さえて警察に連絡をしても「可児市からの訴えがないため警察としては動けない」と言われます。なにか良い手立てはないのでしょうか。

回答

同様の事案が発生した場合は、110 番通報をお願いします。
本件につきましては、可児警察署と市環境課で連携して対処いたします。（市から被害届を提出することになりますが、対応方法については改めて双方で申し合わせをいたしました）

なお、現場を押さえて通報していただくことは大変ありがたいのですが、行為者から危害を加えられる危険性もありますので、ご自身の安全を第一に考え、決して無理な行動はされないようにお願いいたします。

⑩8050問題における生活困窮者支援について

8050問題に力を入れるとのことで、生活困窮者に対しての支援があると聞きました。具体的にどのような支援なのでしょうか。支援を受けるにあたっての条件などもあるのでしょうか。

回答

令和 8 年 4 月から「重層的支援体制整備事業（以下、重層）」を開始し、従来の個別制度では対応が難しい「制度と制度の狭間」にいる方々に対して、訪問などのアウトリーチを通じた継続的な支援を行います。

8050 問題を抱える家庭では、高齢の親が相談を希望する場合や、近い将来在宅生活が困難になると見込まれる場合に、包括支援センターを通じて重層へ相談・連携します。中高年の子どもが相談を希望する場合も支援対象となりますが、現時点では本人からの直接相談が少ないことを踏まえ、関係機関と連携して対応していきます。ご家庭ごとに必要な支援は異なるため、明文化された一律の条件は設けていませんが、状況に応じた柔軟な支援を心がけてまいります。

⑪空き家の管理について

空き家の敷地内に生えている木が伸び放題となっており、近隣住民から「不審な動物がいる」との訴えが寄せられるといった案件が発生しました。連絡所を通じて担当部署に連絡してもらいましたが、草木の繁茂した空き家に対して、市ではどのような対応をされるのでしょうか。また、市が行う空き家対策についてはどのようなことを行っているのでしょうか。

回答

草木の繁茂した空き家については、自治会や市民からの寄せられた情報を基に、職員が状況を確認し、空き家所有者に適正な管理を促す文書を送付して、改善指導を行っています。

〇市が把握している空き家の改善勧奨に対する改善率について（R7年度実績）

・指導件数 100 件（18 件） 改善件数 69 件（13 件）

改善率 69%（72%） ＊（ ）内は桜ケ丘地区内の件数

〇本市の空家対策

・可児市空家等対策計画【第 3 期】

1.実態把握、2.相談への対応、3.適切な管理の促進、4.利活用の促進、5.除却及び跡地等の利活用の促進、6.管理不全空家等及び特定空家等の対策

自治会と市が協働で取り組む空き家対策については、市で実施している空家実態調査に加え、地域の実情に精通してみえる自治会や住民の皆様からの情報提供は、対策を進める上で大変重要となります。空き家所有者の特定については自治会での対応が難しいため、皆様から寄せられた情報を基に、市が所有者へ改善依頼を行うという体制で進めてまいります。